

## 年金記録確認長野地方第三者委員会（第3回）議事要旨

- 1 日時 平成19年8月9日（木） 13:30～16:10
- 2 場所 長野第1合同庁舎 4階 共用会議室
- 3 出席者  
(委員会) 武田委員長、近藤委員、清水委員、福島委員、町田委員  
(事務局) 田中事務所長、船橋事務室長補佐、永野主任調査員、  
原調査員、良川専門調査員
- 4 議題
  - (1) 事務所長あいさつ
  - (2) 委員長あいさつ
  - (3) 年金記録に係る確認申立書受付及び転送状況について
  - (4) 委員会事務手続要領（案）及び事務手続細則（案）について
  - (5) 個別事案の審議について
  - (6) その他
- 5 会議経過
  - (1) 事務所長あいさつ要旨  
7月17日からの社会保険事務所による「年金記録に係る確認申立書」の受付開始から約3週間が過ぎようとしている。  
その間、8月8日現在で、56件の受付があり、社会保険事務局から14件が転送されてきた。  
地方第三者委員会の実務を担当するに当たっての事務処理マニュアルもでき上がり、転送案件について事務室スタッフによる事前勉強及び調査も開始された。  
本日は、転送事案8件について、概要を説明し、いわゆる裏付け調査に際しての留意点及び今後の審議方法について意見を伺いたい。
  - (2) 武田委員長あいさつ  
元々記録のないものとあるべき記録がないものとをきちんと峻別して、国民の関心事である年金記録問題について、委員皆さんと力を合わせて審議し、まじめに保険料を納付した方々の不合理を正していきたい。
  - (3) 年金記録に係る確認の申立状況及び長野社会保険事務局から委員会への転送状況について事務室から報告した。
    - ・ 平成19年8月5日現在の申し立て件数56件  
内訳：厚生年金22件、国民年金34件
    - ・ 平成19年8月8日現在の転送事案14件  
内訳：厚生年金3件、国民年金11件
  - (4) 事務室から長野地方第三者委員会の事務手続要領（案）及び事務手続細則（案）の説明を行い、転送事案の受付簿の様式に始まり関係行政機関への照会例文等事務手続きの詳細を決定した。

- ・ 委員から、地方第三者委員会においても速やかにあっせん案を出すことが求められている一方、記録訂正に至らない事案についても早く中央第三者委員会で先例を示してもらい、申立が認められない場合もあることを国民に周知することも必要との意見があり、事務室から、当然申立を認めるに至らないケースが発生することは想定されることであり、中央第三者委員会での先例を踏まえて地方第三者委員会での審議を深めて行けるように対応していきたい旨を説明

(5) 時間の関係もあり提出した8件のうち事務室から個別の転送事案6件について概略を説明し、いわゆる裏付け調査に際しての個別事案毎の留意点及び今後の審議方法について協議した。

(6) 次回は、8月22日（水曜日）13：30から開催することとなった。

〔 文責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認長野地方第三者委員会（第4回）議事要旨

- 1 日時 平成19年8月22日（水） 13:30～16:40
- 2 場所 長野第1合同庁舎 4階 共用会議室
- 3 出席者  
(委員会) 武田委員長、近藤委員、清水委員、福島委員、町田委員  
(事務局) 田中事務所長、船橋事務室長補佐、永野主任調査員、  
原調査員、良川専門調査員

### 4 議題

- (1) 事務所長あいさつ
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 年金記録に係る確認申立書受付及び転送状況について
- (4) 中央第三者委員会あっせん（案）について
- (5) 地方第三者委員会あっせん（案）について
- (6) 個別事案の審議
- (7) その他

### 5 会議経過

#### (1) 事務所長あいさつ要旨

第三回会合から実質的な審議に入らせていただきました。

本会議においては前回積み残しました2件を先に審議していただいた後、元に戻っていただいて、その後の補足調査結果を踏まえて踏み込んだ審議をお願いしたいと思っております。

前回以降の社会保険事務局における受付件数及び転送案件について説明しますと、公表上の数字としては、平成19年8月19日現在で、100件の受付があり、8月21日現在26件が転送されてきました。

長野社会保険事務局では受付から転送までの標準処理期間を10日に設定しているとの連絡がありまして、長野地方第三者委員会において審議いただく事案が今後累積していく状況にあり、事務室スタッフ一同随時裏付け調査を行い、できるだけ早い機会に審議をお願いできるよう努力していく所存ですが、今後の委員会運営につきましても、各委員ともお忙しいこととは存じますが、毎週開催の方向で調整をお願いしたいと考えておりますので、後ほどご意見をいただきたいと思います。

#### (2) 武田委員長あいさつ

前回から実質的な審議に入り、要領をつかめてきました。

第三者委員会は、社保に記録がなく、申立人に直接証拠がないものを判断していかなければならないことから、あらゆる関連資料・周辺事情を調査し、明らかに不合理でなく、一応確からしいということを判断することが求められています。

さらに、申立人は速やかな改善を望んでおり、審議の迅速性が求められるところであり、慎重に議論することと迅速に審議することのバランスが大切であると考えています。

この二つの点を踏まえて審議にご協力を願います。

- (3) 年金記録に係る確認の申立状況及び長野社会保険事務局から委員会への転送状況について事務室から報告した。
- ・ 平成 19 年 8 月 19 日現在の申し立て件数 100 件  
内訳：厚生年金 38 件、国民年金 62 件
  - ・ 平成 19 年 8 月 21 日現在の転送事案 26 件  
内訳：厚生年金 13 件、国民年金 13 件
- (4) 事務室から中央第三者委員会でのあっせん（案）について説明
- 平成 19 年 7 月 25 日決定 8 件 国年 7、厚年 1
  - 平成 19 年 8 月 10 日決定 9 件 国民年金
- (5) 事務室から地方第三者委員会でのあっせん（案）について説明
- 北海道 2 件、秋田・東京・神奈川各 1 件 国民年金
- (6) 前回提出した 8 件について審議
- 国民年金関係 3 件、厚生年金関係 1 件についてあっせんする方向で決定
- (7) 次回は、8 月 29 日（水曜日） 13：30 から開催することとなった。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認長野地方第三者委員会（第5回）議事要旨

- 1 日時 平成19年8月29日（水） 13:30～16:50
- 2 場所 長野第1合同庁舎 4階 共用会議室
- 3 出席者  
(委員会) 武田委員長、近藤委員、清水委員、福島委員、町田委員  
(事務室) 田中事務所長、船橋事務室長補佐、永野主任調査員、  
原調査員、良川専門調査員
- 4 議題
  - (1) 年金記録に係る確認申立書受付及び転送状況について
  - (2) あっせん（案）について
  - (3) 個別事案の審議
  - (4) その他
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認の申立状況及び長野社会保険事務局から委員会への転送状況について事務室から報告した。
    - ・ 平成19年8月26日現在の申し立て件数125件  
内訳：厚生年金42件、国民年金83件
    - ・ 平成19年8月28日現在の転送事案48件  
内訳：厚生年金24件、国民年金24件
  - (2) あっせん（案）について審議  
国民年金関係3件  
(注) 第4回会合で、救済を図る方向で審議していた厚生年金関係1件は、現段階では事業所が被保険者資格喪失届を適正に行っていたとの確信を得るまでには至らないとして継続審議とした。
  - (3) 継続事案4件及び新規案件3件について審議  
いずれも継続審議
  - (4) 次回は、9月5日（水曜日）14:30から開催することとなった。

〔 文責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕